

令和元年度 市道伊豆山浜本線法面点検業務委託 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は「令和元年度 市道伊豆山浜本線法面点検業務委託」に適用する。特記仕様書に記載されていない事項については、総点検実施要領（案）【道路のり面工・土構造物編】（平成25年2月国土交通省道路局）に基づくものとする。

第2条 業務目的

本業務は、熱海市が管理する市道伊豆山浜本線の発注者が指示する箇所のモルタル吹付法面の劣化、変状を調査し、今後の市道維持管理の基礎資料とするために実施する。

第3条 業務内容

本業務の対象は、発注者が指示するモルタル吹付法面、擁壁工を対象とし、以下に示す事項とする。

(1) 調査計画（計画準備）

業務概要・実施方針・業務工程・組織計画・打合せ計画等の諸計画を行う。
過去の災害、維持管理資料の収集を行う。

(2) 調査業務（モルタル吹付、擁壁）

(ア) 現地概査

調査に先立ち現地概査を行い、既存資料を基に下記の内容を確認する。
現地概査は路上からの目視にて確認する。

- (a) 構造・諸元の確認
- (b) 周辺環境条件の確認
- (c) 損傷状況の確認
- (d) 支障物件の確認
- (e) 交通状況の確認

(イ) 現地調査

現地概査終了後、対象のモルタル吹付法面、擁壁工の劣化、変状等の調査を行う。

調査は近接目視を基本とするため、高所は高所作業車を使用し調査を行う。
調査時に法面変状等の異常（部材の落下等により災害、第三者被害につながるおそれのある変状等）が確認された場合は、速やかにたたき落とし等の対策を行い、監督員に報告するものとする。

(3) 調査結果の整理（法面展開図作成）

モルタル吹付法面、擁壁工の展開図を作成し、現地調査時に確認された劣化、

変状を記入する。

(4) 報告書作成

調査結果を取りまとめ報告書を作成する。

(5) 業務打合せ

打合せ協議は3回以上とし、下記の通り実施する

第1回打合せ 業務着手時

第2回打合せ 現地調査終了時

第3回打合せ 成果品納入時

その他、監督員、受注者等の必要に応じて打合せ協議を行うものとする。

第4条 安全管理

受注者は、調査作業中において交通状況等に対する安全確保に適切な保安施設を設置する等を行い、十分な安全管理に努めるものとする。

第5条 資料貸与

本業務に必要な資料は発注者が受注者に貸与するが、受注者はそれらの資料を丁重に取り扱い、損傷してはならない。又、発注者が返却を求めた場合は速やかに返却するものとする。

第6条 成果品

成果品は下記の通りとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 調査結果報告書 (A4版) | 2部 |
| (2) 報告書原稿 (電子媒体: CD-R) | 2部 |
| (3) その他監督員の指示によるもの | |

第7条 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計書等に明示なき事項または疑義を生じた場合は法令に定めるところによるほか、その都度協議して定めるものとする。

第8条 守秘義務

受注者は業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。